

新宮町新体育館建設基本構想等策定業務委託仕様書

1 業務目的

町民体育館は昭和40（1965）年に新宮中学校の体育館として整備され、その後中学校の新体育館整備に伴い、昭和59（1984）年から町民体育館として利用が開始されている。

建設してから約60年が経過しており、建物の老朽化が著しく進行していることや中学校敷地内にあり、学校活動が優先され社会体育施設としての利用が制限されていることなどから、新宮町スポーツ協会をはじめとする社会体育施設利用者から体育館を再整備する要望がなされている状況である。

そのため、本業務では本町における社会体育施設の現況や町民ニーズ及び有識者委員会の意見等を踏まえ、再整備の必要性や他の公共施設との連携を見据えた事業の方向性を取りまとめた新宮町新体育館建設基本構想を策定することを目的とする。

2 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月25日まで

3 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

以下の項目を踏まえて、基本構想を策定する。

(1) 基礎情報の整理

本町における公共施設の現状、国・県・町における上位・関連計画、関連法令等を整理する。

(2) 国内先進事例の調査

本事業の参考となる先進事例を調査し、本事業の検討に資する先進事例のポイントを整理する。調査対象は、業務着手後に受託者より提案を受け、町と協議の上決定するものとする。

(3) 関係団体向けヒアリング調査

新宮町スポーツ協会や現町民体育館の主要利用団体などの関係団体に対するヒアリング調査を実施する。ヒアリングの実施先は業務着手後に町と協議の上決定するものとする。

(4) 町民向けアンケート調査

町民体育館の再整備や利活用に関するニーズを把握するため、町民へのアンケート調査を実施する。なお、受託者はアンケート調査の企画、資料作成及び結果の集計・分析

を行い、アンケート資料の配布及び回収は町が実施することとする。

(5) 整備・運営の在り方検討

本町における公共施設の現況、関係団体の意向や町民ニーズ等を踏まえ、新体育館及び周辺環境の整備の必要性、基本コンセプト、整備候補地、導入機能イメージ、ゾーニング、運営の方向性、官民連携事業の可能性等について検討する。

(6) イメージパースの作成

整備・運営の在り方を踏まえ、イメージパース（鳥瞰図×1、アイレベル外観×3程度）を作成する。なお、アングルは業務着手後に町と協議の上決定するものとする。

(7) 事業スケジュールの検討

事業化に向けた事業スケジュールを検討するとともに、次年度以降の検討における課題と対応方針について整理する。

(8) パブリックコメントの実施支援

基本構想（案）に係るパブリックコメントの実施に当たり、意見集約や回答案の作成支援を行う。

(9) 有識者委員会等の開催支援

有識者委員会（3回程度）及び新宮町新体育館建設庁内検討委員会（必要に応じ開催）の企画・運営支援を行う。開催時期、委員候補、各回議事については、業務着手後に受託者から提案を受け、町と協議の上決定するものとする。

4 業務計画書の提出

(1) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成の上、本町の承認を得るものとする。

(2) 業務計画書には次の事項を記載する。

ア 検討業務内容

イ 業務詳細行程

ウ 業務実施体制及び組織図

エ 管理技術者、主任担当技術者、担当技術者一覧及び経歴書

オ 協力者がある場合は、協力者の概要及び担当技術者一覧表

カ 打ち合わせ計画

キ その他本町が必要とする事項

(3) (2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合は、速やかに本町に文書で提出し、承諾を受けること。

5 協議記録の作成

本業務を適正かつ円滑に行うため、受注者と発注者は定期的に協議（打合せ）を行い、業務方針条件等の疑義を正すものとする。なお、受注者は、協議事項について後日確認がとれるよう協議内容、決定事項、出席者等を書面に記録し、相互に確認すること。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 基本構想 | 10部 |
| (2) 基本構想概要版 | 10部 |
| (3) 電子データ | 一式 |
| (4) 調査過程で作成した資料 | 一式 |

7 秘密の厳守

受注者は、本業務において知り得た全ての情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。なお契約終了後も同様とする。

8 その他

- (1) 本業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受注者の責任において補填し作業するものとする。
- (2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたときは、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は、本仕様書の細目的事項については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (3) その他仕様書に定めのない事項については、適宜発注者と協議すること。